

第1章 理念・目的

中央大学の前身である「英吉利法律学校」は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、1885年（明治18年）に東京神田錦町に設立された。その設立にあつては、当時国内で主流だったフランス法でなく、実社会と密接に結びついたイギリス法を日本語で教授し、その実地応用の習練を通じ、我が国の司法制度の確立と近代化を達成するために「品性の陶冶された代言人」をはじめとする近代社会に相応しい有為な人材の輩出によって社会に貢献することを理念・目的として掲げ、その実地応用を行うに足る能力と素養の涵養を教育目標としていた。このことは、東京府に提出された英吉利法律学校設置願でも、「本校設置ノ目的」を「邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ、其实地応用ヲ習練セシムルニアリトス」としていることにもあらわれている。

この建学の精神は、創立以来135年を超える歴史の中でも本学における教育研究をはじめとする諸活動に受け継がれ、単に社会で役立つ知識を修得している人材ではなく社会の課題に応え新たな社会価値を創出しうる実地応用力をもった人材の育成に努めている。2006年度には、このことを社会に対してより明確に発信するユニバーシティ・メッセージとして、「行動する知性。-Knowledge into Action-」を定めている。「行動する知性。」とは、建学の精神に掲げる「實地應用ノ素」すなわち「実学」の意味づけを再定義したものであり、今日のグローバル社会に通用する「実学」の実践と、「実学」教育を通じて涵養された知性をもとに社会に貢献できる人材という本学の人材養成像を社会に対して明確な形で示すメッセージである。

建学の精神をはじめとする本学の理念・目的については、本学公式Webサイト、受験生対象の大学案内誌、各種広告媒体等により社会一般に対して広く周知を行っている。2021年度に学部新入生を対象に実施した新入生アンケート（2021年4月実施・回答率97.4%）においては、「中央大学全体のブランドやイメージ」が受験や入学決定の理由となったと回答した割合は87.0%、建学の精神について「内容も理解している」と回答した割合は24.6%、「聞いたり読んだりしたことがある」と回答した割合は39.8%であり、理解・浸透度合いに課題はあるものの、一定程度周知がなされていると評価できる。加えて、学外機関が実施する各種の大学ブランド調査において、伝統や知名度といった項目について高い評価を得ていること等からも、本学の伝統や学風に関する周知方法の有効性という点で一定の成果があがっているものと考えられる。

本学は創立130年を契機として中長期事業計画「Chuo Vision2025」を掲げ、時代に即しながら本学の理念・目的を実現するために、数々の新しい取組みを進めており、2021年度には第2期を迎えるにあたって見直しを行ったところである。これらの「新たな魅力」を的確にステークホルダーに届けるために、現在、広報室を中心に大学のブランディングの明確化、インターナルコミュニケーションの強化、情報発信力の強化からブランディングの強化へと繋げる取組を行っているところである。